



CPD単位に関するFAQ

[▲ 印刷用 PDF ファイル\(98KB\)](#)

ここでは、「CPD単位」について、具体的な適用例をQ&A形式で説明します。

※ 教育形態は以下の3つのパターンに区分されます。

※ 「自己登録」において「教育形態」(Ⅰ～Ⅲ)を選択する際は、3つのパターンのいずれに該当するかを考慮して、最も近いものを選択してください。

[教育形態の3つのパターン] (下表を参照ください。)

- **知識ポイント**(【Ⅰ】講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加、企業内 OJT、自己学習など)
- **実務ポイント**(【Ⅱ】論文等の発表、著作・執筆活動、特許出願・登録、社内外表彰、技術指導など)
- **貢献ポイント**(【Ⅲ】プロジェクトの企画運営、学協会・委員会活動への参画、講演会講師・教材開発など)

教育形態		番号	内 容	知 識	実 務	貢 献
Ⅰ	講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加	1	学協会主催活動参画、受講(大会、研究会、講演会など)	●		
		2	民間主催活動参画、受講(講演会、セミナー、シンポジウム、講習会など)	●		
	企業内研修及び OJT	3	企業内研修、教育、セミナー参画、受講	●		
		4	企業内の OJT 参画、受講	●		
	資格取得、自己学習	5	資格取得・更新(専門分野資格及び英検)	●		
		6	自己学習(専門技術雑誌の定期購読)	●		
Ⅱ	研究会、論文等の発表	7	学会、研究会発表(専門分野)		●	
		8	論文発表(専門分野)		●	
		9	著作・執筆活動(専門分野の書籍、教材；著者及び編者)		●	
	専門的開発業務	10	専門的開発業務		●	
		11	プロジェクトリーダー業務		●	
		12	プロジェクトマネージャ業務		●	
		13	特許出願・登録		●	
		14	業務上の著しい成果(社内表彰/社外表彰/自薦)		●	
	企業内技術指導、業務経験	15	企業内技術指導(教育、講演、セミナーなど)講師		●	
		16	企業内成果発表(論文、報告、発表会など)		●	
Ⅲ	企画運営、助言、指導	17	プロジェクトの企画運営、助言、指導(オーガナイザー、コーディネーターなど)		●	
	委員会活動	18	学協会・委員会活動への参画(本部・支部活動、JABEE、論文査読など)			●
		19	標準化活動への参画(会議参加、寄書作成、レポートなど)			●
	講演会講師	20	学協会主催講演会などの講師及び教材開発			●
		21	大学、研究機関主催の講演会などの講師			●
		22	民間主催の講演会など(対一般市民)の講師			●
	研究活動等への参加	23	大学、研究機関、国家プロジェクトにおける活動参画			●

[注] 裏付けのない登録にはエビデンスを保管ください。

CPD単位に関する質問 (文中、教育形態の「番号」は【1】のように表示しています。)

I-1 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(【1】及び【2】)について

Q1 「電気学会認定CPDプログラム」以外の講習会、研修会、講演会、シンポジウム等に参加した場合には、【6】「自己学習」扱いになるのでしょうか？

A1 ・【1】や【2】は、電気電子・情報系CPD協議会に参加している学協会*が認定したCPDプログラムに適用されます。これらのプログラムは「電気電子・情報系CPD協議会のホームページ」から検索・閲覧できますので、ご参照下さい。なお、検索・閲覧システムは現在準備中です

* 電気学会、電子情報通信学会、情報処理学会

・上記以外のプログラムについては、【6】「自己学習」が適用されます。自己学習は(0.5×時間数)単位で、1件あたりの上限は10.0単位です。

Q2 講習会、シンポジウム等において「講師」や「座長」などを勤める場合は、「聴講(参加)」とは別にCPD単位を取得することができますか？

A2 ・講習会、シンポジウム等において「講師」をされる場合は、【1】または【2】の「講演会参加」、【7】の「学会、研究会発表」、【20】または【21】の「講演会講師」が適用されます。

・例えば、学会のシンポジウムで1.5時間講演し、他の方の講演を4時間聴講した場合には、【7】「学会研究会発表」として5.0単位とともに、【1】「講演会、シンポジウム等への参加」として4.0単位(時間数)が取得できます。これらを別々に入力して下さい。

・「座長」の場合には、担当するプログラムについて【7】の「学会、研究会発表」が適用され、5.0単位が取得できます。これには、梗概集の通読等、事前の準備も含まれます。

I-2 企業内研修及びOJT

Q3 企業内研修プログラム受講(【3】)は組織内で行われるすべての研修会が該当すると考えてよいのでしょうか？ また、OJT(【4】)はどう考えればよいのでしょうか？

A3 ・研修プログラムについては、組織(企業)としての年度計画等において研修計画が定められているものが対象となります。最近では、パソコン講習や英会話などもありますが、これらの受講も該当します。

・OJTについては、所属部署の年度計画等において社員教育等が定められているものが対象となります。なお、年間の上限值は20.0単位です。

I-3 資格取得、自己学習

Q4 技術者資格や技術士等の資格取得は、どのように入力すればよいですか？

A4 ・資格取得のための学習を、【6】「自己学習」で入力して下さい。

〔入力例〕

主催者名: 自己学習

タイトル: 上級技術者資格の過去問題を学習、受験対策

教育内容: 上級技術者資格取得のために過去問題について解答作成、整理

実時間: 20.0 時間

CPD単位: 10.0 単位

Q5 見学会や展示会へ参加した場合でもCPD単位を取得することができますか？

A5 ・研修会などと同様です。電気電子・情報系CPD協議会に参加している学協会が認定したCPDプログラムの場合には【2】が適用されます。

・それ以外の見学会や展示会については【6】「自己学習」が適用されます。自己学習は $(0.5 \times \text{時間数})$ 単位で、1 件あたりの上限は 10.0 単位です。

・見学会の場合には、移動時間(実質的な学習に関わらない時間)を除いた実時間を入力して下さい。

Q6 自己学習(【6】)の例として「学会誌購読」とありますが、会員になって購読しなければなりませんか？

A6 ・「学会誌購読」と読み替えて下さい。学会誌以外の学術専門誌や技術刊行物等の「購読」も含まれます。

・数日、数週間にわたって特定のテーマについて学習する場合には、開始及び終了年月日を記載して、まとめて入力して下さい。

・ $(0.5 \times \text{時間数})$ 単位で、1 件あたりの上限は 10.0 単位です。

Q7 自己学習についての上限值はありますか？

A7 上限値は 1 件当たり 10.0 単位です。ご自身のCPD活動の計画を立てる際に、特定の教育分野や教育形態(例えば、自己学習)に偏らないようご配慮下さい。

II-1 研究会、論文等の発表(【7】～【9】)について

Q8 論文等を口頭発表する場合には、連名者や共著者も準ずるとありますが、人数の制限はありますか？

A8 ・人数の制限はありません。実際に口頭発表される方と連名者(共著者)の方までが対象となります。なお、口頭発表に際して、他の講演を聴講した場合には、【1】【2】「講演会、シンポジウム等への参加」(認定プログラムの場合)か【6】「自己学習」(認定プログラムではない場合)のいずれかが適用されます。

・【7】に記載されている「学会、研究会発表」については、ご自身の論文発表に関わるものという位置付けです。

Q9 学会雑誌への査読付き論文発表は1論文あたり 40.0 単位、査読なしの場合 10.0 単位とありますが、連名者(共著者)がいる場合には、単位をどのように配分すればよいのですか？

A9 ・連名者のある場合には、均等割りでも結構ですが、全体で 40.0 単位(査読なしの場合は 10.0 単位)となるように貢献度を考慮して、適宜配分して下さい。

・学術雑誌は「電気学会論文集」のほか、「電子情報通信学会論文集」、「情報処理学会論文集」などが対象となります。

Q10 一般論文でも査読付きのものがありますが、この場合は【8】で単位を計上してもよろしいでしょうか？また、社内の技術論文集への投稿もCPDの対象になりますか？

A10 ・一般論文で査読付きであっても、数頁(2～3頁)程度の論文の場合は【7】が適用されます。

・社内の技術論文集への投稿の場合も査読つきの場合は【8】、査読なしの場合は【16】が適用されます。

・いずれの場合も、査読付きの論文で連名者がいる場合には貢献度を考慮して適宜配分し、全体で規定の単位となるようにして下さい。

Q11 「著作・執筆活動」は、具体的にどのようなものが該当しますか？

A11 ・【9】「著作・執筆活動」については、専門分野の書籍、学習教材等の執筆が該当します。
・原稿用紙の場合には、執筆に要した時間に換算して入力して下さい。(3×時間数)単位です。1件あたりの上限は40.0単位となります。

Ⅱ-2 専門的開発業務、技術指導、業務経験(【10】～【16】)について

Q12 特許取得(【14】)はどの時点でCPD単位として計上することができますか？

A12 ・ 特許庁に出願し「特許出願番号」が交付された時点と、審査請求により特許庁長官から特許として認定されて特許登録番号が交付された時点に計上して下さい。
・ 出願時は件数に関わらず年間10.0単位、登録時は件数ごとに20.0単位です。
・ 発明者が複数の場合には、貢献度に応じてこの単位を適宜配分して下さい。

Q13 「業務上著しい成果」には、具体的にどのようなことが該当しますか？

A13 ・本会では、現場技術者の方々を想定して、教育形態の【14】で、業務上特に技術的成果を上げた場合には、業務経験そのものをCPD活動と見なすことにしました。では、その成果を何でみるかということになりますが、受賞等の有無ということを基準にしました。
・具体的には、装置・機器開発や設置等に関して、団体(公益法人等)や発注者から表彰状や感謝状を受領したような場合が該当します。
・受注側の技術者の方だけでなく、当該業務に係わった発注側の技術者の方も対象となります。

Q14 部下の論文の添削指導をしています、何番に該当するのでしょうか？ また、学会等の論文集の査読はどうでしょうか？

A14 ・ 論文発表の一環と考えられますので、【8】が適用されます。論文集の査読は【18】が適用されます。

Ⅲ-1 委員会活動、標準化活動への参加【18】、【19】について

Q15 JABEE審査に携わりました。この場合のCPD単位はどのように考えればよいのですか？

A15 ・CPD単位の対象としては、【18】学協会、委員会活動への参画が該当します。委員長の場合は(2×時間数)単位、委員、オブザーバは(1×時間数)単位で入力して下さい。

Q16 技術会議への出席【19】の対象としてはどこまで考えればよいですか？

- A16 ・基本的には、学会内外を問わず、すべての委員会（技術会議、技術部門の運営会議等）が該当します。
- ・これには、組織内（企業内等）の技術的な会議も該当します。
- ・技術会議は、「貢献ポイント」として位置付けられていますので、CPD単位取得に値するか否かはこの観点からご判断下さい。

Ⅲ-2 講演会講師【20】～【22】について

Q17 大学等の非常勤講師をしています。【21】「大学、研究機関主催の講師」に該当すると考えてよいでしょうか？ また、毎月講義がありますが、その都度、CPD単位を計上してもよいでしょうか？

A17 ・【21】が適用されます。（3×時間数）単位です。
大学からの委嘱状などを手元に保管願います。

Q18 大学で、研究室の卒業生を対象にテーマを決めて定期的に2～3時間の技術サロンを開いています。講演した後で、参加者とフリーディスカッションをしています。どのようにCPD単位を計上すればよいでしょうか？

A18 ・講演される方には、【21】が適用され、（3×時間数）単位です。
参加される方には、【6】「自己学習」が適用されます。（0.5×時間数）単位で、1件あたりの上限は10.0単位です。

Q19 民間企業から講師を依頼されたような場合や社内の技術講習会などの講師は【22】「その他、社内研修会等の講師」と考えてよいでしょうか？

A19 ・【22】は基本的には【21】以外の教育機会において講師をされる場合に適用されます。
・具体的には、民間企業から講師を依頼された場合や、民間主催の講演会の講師を行う場合、組織内の技術講習会、社内のパソコン講習の講師等が【22】に該当します。

Ⅲ-3 研究活動等への参加【23】について

Q20 大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等【23】の対象としてはどこまで考えればよいですか？

A20 ・ご自分の所属する組織を離れて、大学や研究機関において特定のテーマを持って個別のプロジェクトに参加する場合は該当します。

・休職して JICA（国際協力機構）等を通じて国際的活動をするような場合も考えられます。

・（3.0×時間数）単位です。

Ⅳ その他

Q21 電気学会のWebラーニングを受講し、修了証明書をいただきました。どのように登録すればよいですか？

A21 ・Webラーニングによる学習については、【6】「自己学習」が適用されます。

〔入力例〕

主催者名:電気学会

タイトル:Webラーニング「電気計測」コース

教育内容: 各種電気量の計測

実時間:2.0 時間

CPD単位:1.0 単位

Q22 電気電子・情報学会認定CPDプログラムとは何ですか？また、どこを見ればよいのでしょうか？

A22 ・電気電子・情報学会認定CPDプログラムとは、一定の基準に適合していることを学会が認定したCPDプログラムのことです。プログラムの主催者からの申請に対して、所定の審査を実施し、認定の可否を判断しています。電気学会が認定したプログラムの多くは「電気電子・情報系CPD協議会のホームページ」で検索・閲覧できます。

・また、「電気電子・情報系CPD協議会のホームページ」には、加盟学協会が認定したプログラムも掲載されています。電気学会では、「電気電子・情報系CPD協議会のホームページ」に掲載されたプログラムについては、本会が認定したプログラムと同様の取り扱いをしています。

・特に、電気学会認定CPDプログラムのうち、電気学会が共催・協賛・後援するプログラムについては、毎月の「電気学会誌」の「会告」欄に「CPDマーク」で表示する場合があります。